資料３－５

４病経職第５３８号
令和４年６月１０日

東京都地域医療対策協議会　御中

東京都病院経営本部経営企画部長
（　公　　印　　省　　略　）

2023年度の専攻医採用数のシーリング等について（依頼）

日頃より、病院経営本部の事業に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

都立病院は、都全域あるいは、複数の二次保健医療圏を対象として、「高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた『行政的医療』を適切に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ること」を基本的役割として運営しております。

また、公益財団法人東京都保健医療公社が運営する公社病院は、精神科医療や感染症医療など採算の確保が難しく、民間での対応が困難分野の医療も展開しており、地域の中核病院としての役割を担っています。

今般の新型コロナ感染症蔓延の対応において、都立・公社病院では全病院を挙げて積極的な診療を行い、専用医療施設の運営にも取り組み、その中でも広尾病院、荏原病院、豊島病院では、コロナ患者の診療に重点化して積極的にコロナ患者の受入を行っております。

こうした中、専攻医は診療の多くに携わり、さらに、宿泊療養施設における支援やワクチン接種に係る支援も行うなど、コロナ対応において非常に重要な役割を担っています。このような現状により都立・公社病院では専攻医の確保が喫緊の課題となっております。

なお、本年７月には、今までの都立・公社病院の役割等を果たし、さらに迅速・柔軟・機動的に医療を提供するために地方独立行政法人化を行う予定であり、今まで担ってきた行政的医療は、必要な財源措置をした上で、さらに充実・強化を図り継続していきますが、今後、シーリング等の強化によるさらなる採用枠の削減により、前述の新型コロナ感染症対応をはじめ、救急医療や精神科医療等の行政的医療の提供にも支障が出ることが考えられます。

また、都立・公社病院の研修プログラムは、医療資源の不足する多摩地域や島しょ地域の医療機関で地域医療研修を行い、病診・病病連携の実際を経験し、必要な知識・能力等を養う内容となっており、こうした医師不足地域に貢献が行えるプログラムであると考えております。

日本専門医機構による連携（地域研修）のプログラムの方針が示されていますが、他県への派遣を拡大することで、多摩地域や島しょ地域への派遣が困難となり、都内における医療資源の乏しい地域の医療崩壊を助長する恐れがあります。

つきましては、都立・公社病院をはじめとする公的病院の役割について御理解の上、地域の実情を適切に反映した対策を講じられるよう、厚生労働省や日本専門医機構等関係機関に働きかけていただけますようお願い申し上げます。

なお、全国的に医師の偏在が課題であると十分に認識しておりますが、国において様々な影響を考慮した上で、対応が講じられることを併せて要望するものであります。